

令和 3 年 9 月

第 5 回（定例会）

香芝市議会議案

香 芝 市

目 次

報 第 7 号	令和2年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について----- 1 頁
報 第 8 号	香芝市個人情報保護条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について----- 3 頁
議第43号	香芝市手数料条例の一部を改正することについて----- ----- 6 頁
議第44号	香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて----- 8 頁
議第45号	香芝市立認定こども園条例の一部を改正することについて-- ----- 12 頁
議第46号	令和3年度香芝市一般会計補正予算（第7号）について---- ----- 14 頁
議第47号	令和3年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第2号）につ いて----- 15 頁
議第48号	旧モナミホール除却工事請負契約の締結について----- ----- 16 頁
議第49号	指定管理者の指定について----- ----- 17 頁
認 第 1 号	令和2年度香芝市一般会計歳入歳出決算の認定について---- ----- 19 頁
認 第 2 号	令和2年度香芝市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 について----- 20 頁
認 第 3 号	令和2年度香芝市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認 定について----- 21 頁
認 第 4 号	令和2年度香芝市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ いて----- 22 頁

認 第 5 号	令和 2 年度香芝市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について----- 2 3 頁
認 第 6 号	令和 2 年度香芝市財産区財産特別会計歳入歳出決算の認定について----- 2 4 頁
認 第 7 号	令和 2 年度香芝市水道事業会計決算の認定について----- ----- 2 5 頁
認 第 8 号	令和 2 年度香芝市下水道事業会計決算の認定について----- ----- 2 6 頁
同 第 5 号	香芝市公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて----- 2 7 頁
同 第 6 号	香芝市教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて----- 2 8 頁

報第7号

令和2年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率
の報告について

香芝市の令和2年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、次のとおり報告する。

令和3年8月30日報告

香芝市長 福岡 憲 宏

健全化判断比率及び資金不足比率の状況（令和2年度）

香 芝 市

1. 健全化判断比率（第3条第1項関係）

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.72)	— (17.72)	13.5 (25.0)	68.3 (350.0)

2. 資金不足比率（第22条第1項関係）

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業	— (20.0)
下水道事業	— (20.0)

備考

- 1 実質赤字額、連結実質赤字額及び資金不足額がない場合は、「—」を記載する。
- 2 香芝市の早期健全化基準及び経営健全化基準を括弧内に記載する。

報第8号

香芝市個人情報保護条例の一部を改正する条例の専決処分の報告
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、香芝市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年8月30日報告

香芝市長 福岡 憲 宏

専 決 処 分 書

香芝市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年6月25日

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市個人情報保護条例の一部を改正する条例

香芝市個人情報保護条例（平成15年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第30条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

議第43号

香芝市手数料条例の一部を改正することについて

香芝市手数料条例の一部を次のとおり改正する。

令和3年8月30日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市手数料条例の一部を改正する条例

香芝市手数料条例（平成12年条例第4号）の一部を次のように改正する。
別表中19の項を削り、20の項を19の項とし、21の項から39の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第44号

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例及び香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び香芝
市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例の一部を次のとおり改正する。

令和3年8月30日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び
香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

(香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正)

第1条 香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（
平成26年条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第43条―第49条）」を「第5章
事業所内保育事業（第43条―第49条）
雑則（第50条）」に改める。
本則に次の1章を加える。

第6章 雑則
(電磁的記録)

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに
類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄
本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識す
ることができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条に
おいて同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについて
は、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式
その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録で
あって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により
行うことができる。

(香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部改正)

第2条 香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例（平成26年条例第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第5
2条）」を「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第
52条）」に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

本則に次の1章を加える。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち、特定教育・保育施設等が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第4項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第45号

香芝市立認定こども園条例の一部を改正することについて

香芝市立認定こども園条例の一部を次のとおり改正する。

令和3年8月30日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市立認定こども園条例の一部を改正する条例

香芝市立認定こども園条例（平成28年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

香芝市立認定こども園真美ヶ丘東幼稚園	香芝市真美ヶ丘三丁目3番24号
--------------------	-----------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に香芝市立真美ヶ丘東幼稚園に在籍している幼児は、この条例の施行の日において香芝市立認定こども園真美ヶ丘東幼稚園に入園したものとみなす。

（香芝市立幼稚園設置条例の一部改正）

- 3 香芝市立幼稚園設置条例（昭和46年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条の表香芝市立真美ヶ丘東幼稚園の項を削る。

議第46号

令和3年度香芝市一般会計補正予算（第7号）について

令和3年度香芝市一般会計補正予算（第7号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和3年8月30日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

議第47号

令和3年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第2号）
について

令和3年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和3年8月30日提出

香芝市長 福岡憲宏

議第48号

旧モナミホール除却工事請負契約の締結について

旧モナミホール除却工事について、次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年8月30日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 旧モナミホール除却工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 契約金額 | 金354,238,456円 |
| 4 契約の相手方 | 奈良市高天町38番地の3 近鉄高天ビル
株式会社奥村組 奈良支店
支店長 芳村 昌秀 |

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年8月30日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

- 1 管理を行わせる施設の所在地及び名称
 - (1) 香芝市北今市五丁目631番地5
下田学童保育所
 - (2) 香芝市五位堂二丁目300番地1
五位堂学童保育所
 - (3) 香芝市畑四丁目95番地5
二上学童保育所
 - (4) 香芝市関屋北五丁目7番1号
関屋学童保育所
 - (5) 香芝市良福寺665番地2
三和学童保育所
 - (6) 香芝市今泉363番地
志都美学童保育所
 - (7) 香芝市鎌田370番地
鎌田学童保育所
 - (8) 香芝市真美ヶ丘三丁目2番13号

真美ヶ丘東学童保育所

(9) 香芝市真美ヶ丘五丁目4番16号

真美ヶ丘西学童保育所

(10) 香芝市旭ヶ丘三丁目11番地1

旭ヶ丘第1学童保育所

(11) 香芝市旭ヶ丘三丁目1番地3

旭ヶ丘第2学童保育所

2 指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者

東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

代表取締役 山田 智治

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

認第1号

令和2年度香芝市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和2年度香芝市一般会計歳入歳出決算について、別紙のとおり認定を求める。

令和3年8月30日提出

香芝市長 福岡憲宏

認第2号

令和2年度香芝市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について

令和2年度香芝市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり認定を求める。

令和3年8月30日提出

香芝市長 福岡憲宏

認第3号

令和2年度香芝市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の
認定について

令和2年度香芝市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、別紙のと
おり認定を求める。

令和3年8月30日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

認第4号

令和2年度香芝市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和2年度香芝市介護保険特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり認定を求める。

令和3年8月30日提出

香芝市長 福岡憲宏

認第5号

令和2年度香芝市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

令和2年度香芝市土地取得特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり認定を求める。

令和3年8月30日提出

香芝市長 福岡憲宏

認第6号

令和2年度香芝市財産区財産特別会計歳入歳出決算の
認定について

令和2年度香芝市財産区財産特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり
認定を求める。

令和3年8月30日提出

香芝市長 福岡憲宏

認第7号

令和2年度香芝市水道事業会計決算の認定について

令和2年度香芝市水道事業会計決算について、別紙のとおり認定を求める。

令和3年8月30日提出

香芝市長 福岡憲宏

認第8号

令和2年度香芝市下水道事業会計決算の認定について

令和2年度香芝市下水道事業会計決算について、別紙のとおり認定を求める。

令和3年8月30日提出

香芝市長 福岡憲宏

同第6号

香芝市教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

令和3年9月30日付けで任期満了予定の香芝市教育委員会の委員の任命について、次の者を本市教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年8月30日提出

香芝市長 福岡憲宏

住 所	氏 名	生年月日
████████████████████	田 中 貴 治	██████████